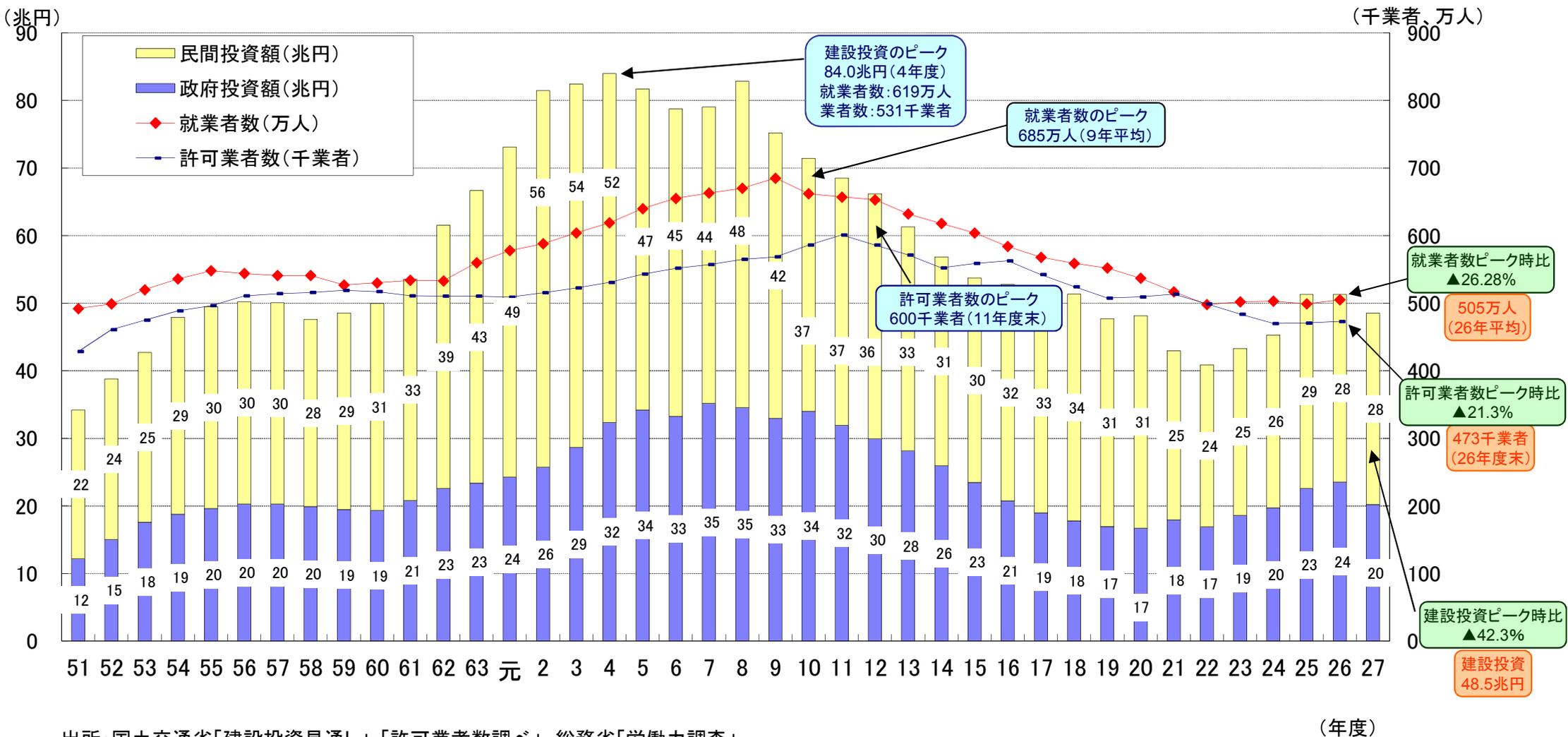


# 建設産業の現状と最近の取組について

---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、27年度は約48兆円となる見通し（ピーク時から約42%減）。
- 建設業者数（26年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（26年平均）は505万人で、ピーク時（9年平均）から約26%減。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成24年度まで実績、25年度・26年度は見込み、27年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

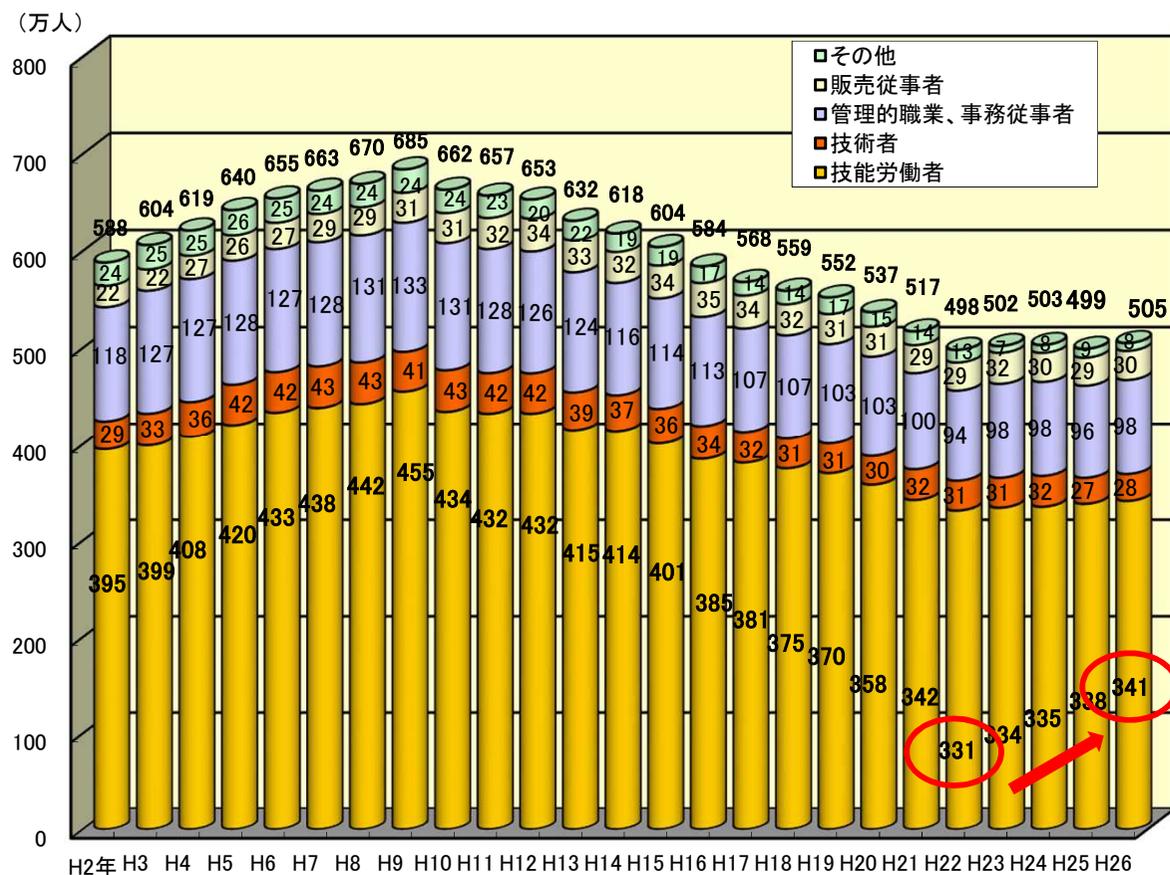
# 建設業就業者の状況

## 技能労働者等の推移

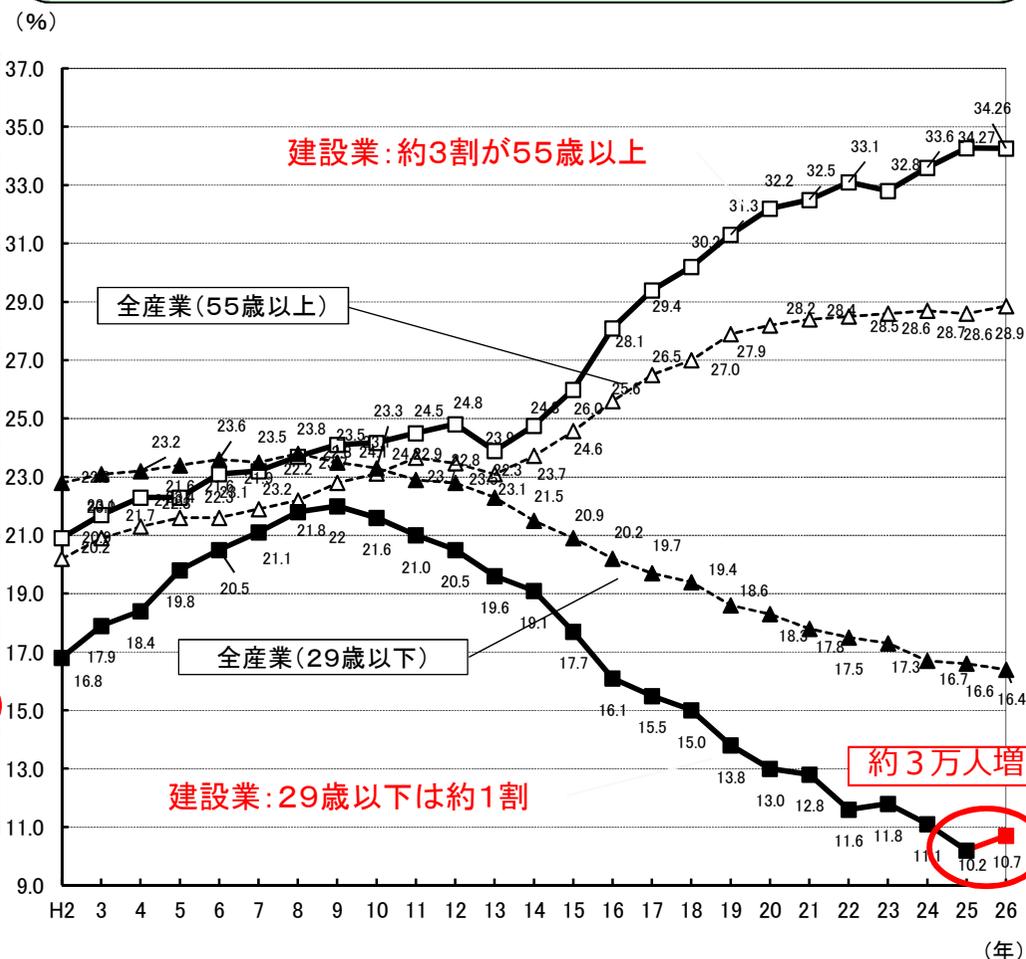
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 505万人(H26)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 28万人(H26)
- 技能労働者： 455万人(H9) → **331万人(H22) → 341万人(H26)**

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成25年と比較して55歳以上が約2万人増加、29歳以下が**約3万人増加**(平成26年)

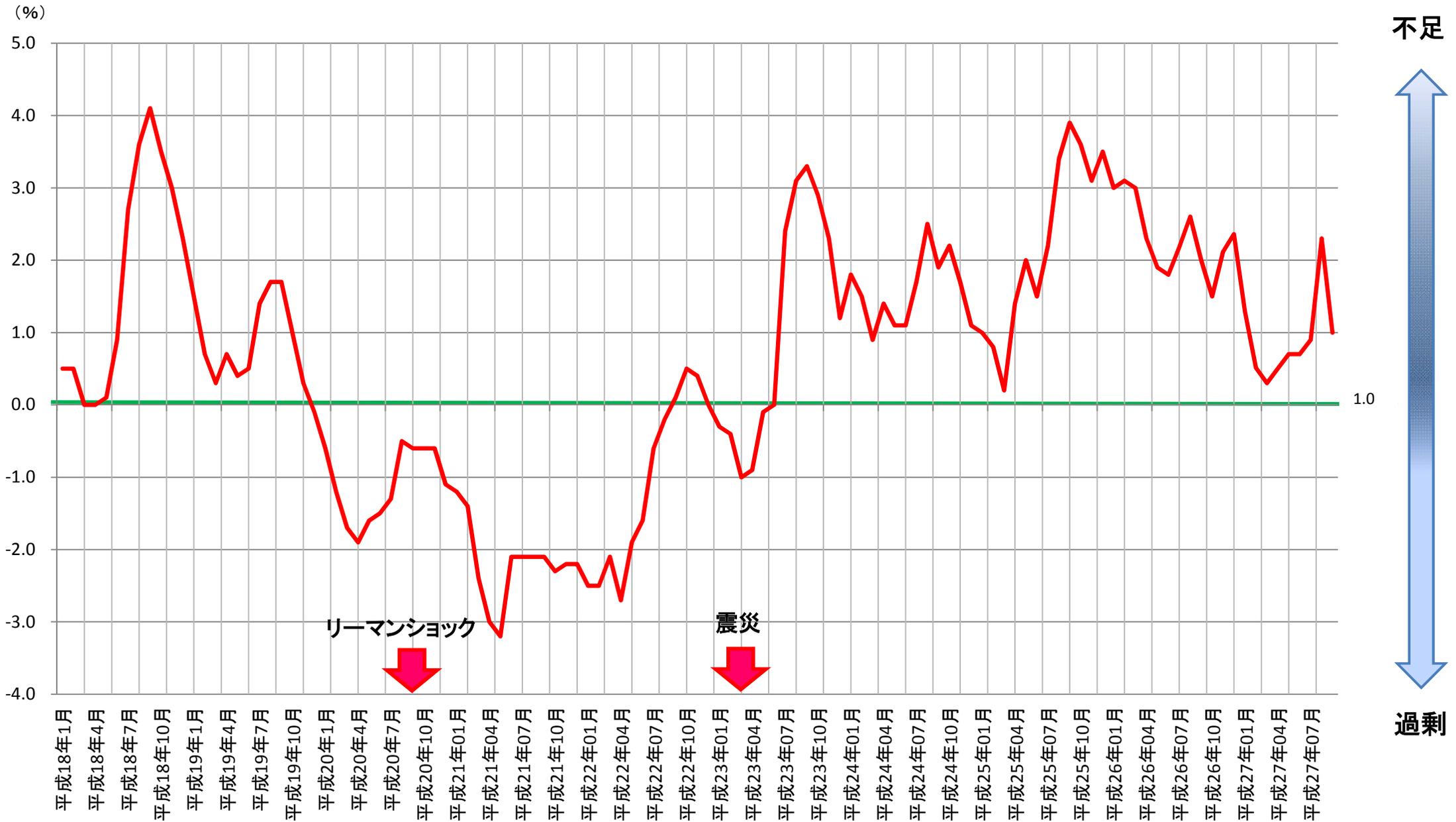


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

# 建設技能労働者過不足率の6職種の推移 (建設労働需給調査より)



※「6職種」とは、型枠工(土木)、型枠工(建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木)、鉄筋工(建築)をいう。 出典:労働需給調査(国土交通省)

※調査対象は建設業法場の許可を受けた法人企業(資本金300万円以上)で、調査対象職種の労働者を直用する建設業者のうち全国約3,000社(うち有効回答者数1,557(H27.9の場合))

※現在の過不足状況調査事項: モニター業者が手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数

過不足率 =  $\frac{② - ③}{① + ②} \times 100$

# 主要建設資材の価格動向

○型枠用合板や鋼材は原材料等を輸入に依存するため、最近の為替等の変動の影響を受けて価格が変動。

(鋼材は、鉄鉱石等の原材料価格が下落しており、弱含み)

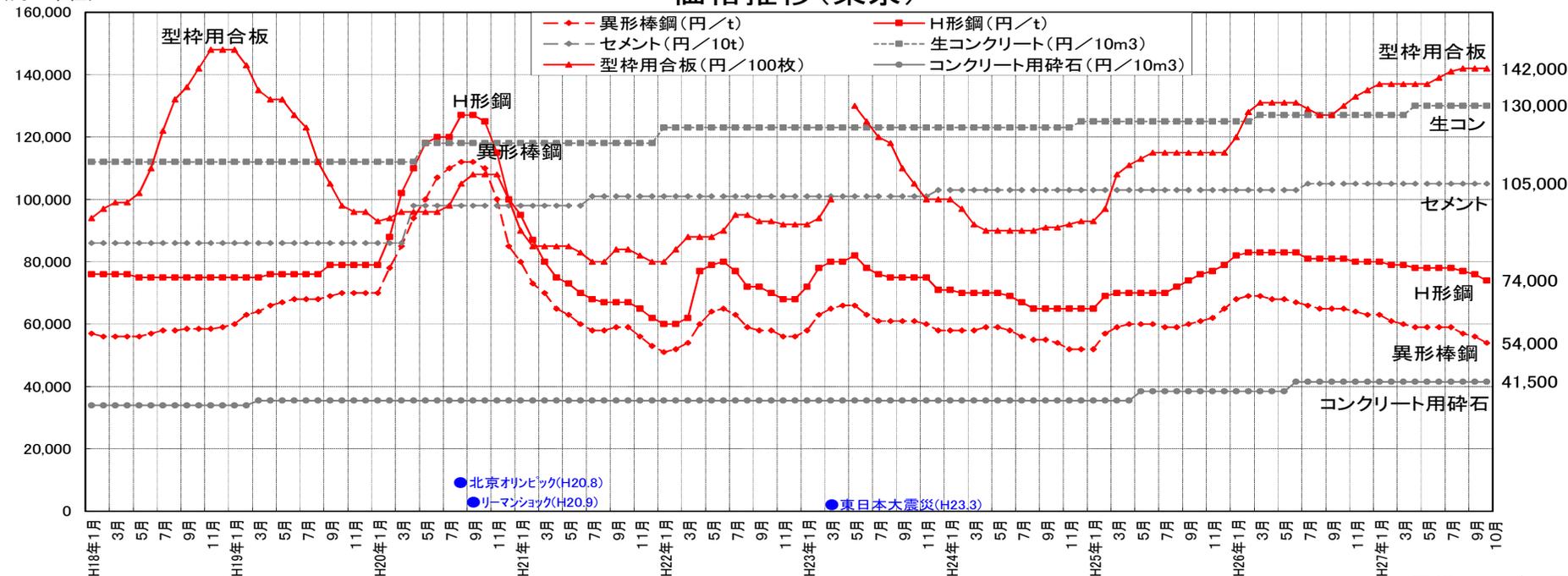
価格水準はリーマンショック前の高騰時水準を下回る(型枠用合板は約9割、鋼材は約5割)。

○主として国内の要因で価格が決まる生コンクリート、セメント等については、落ち着いた値動き。

(円/単位)

価格推移(東京)

出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)

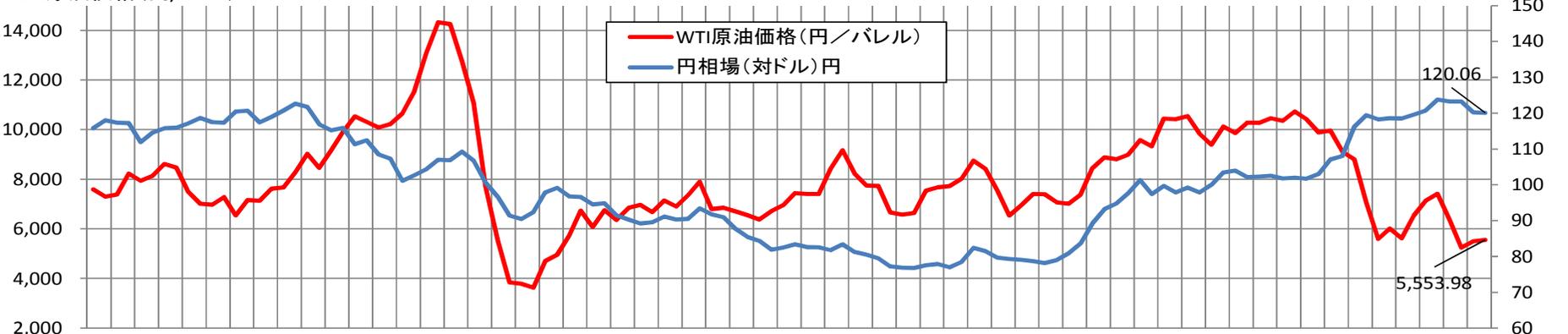


(凡例)

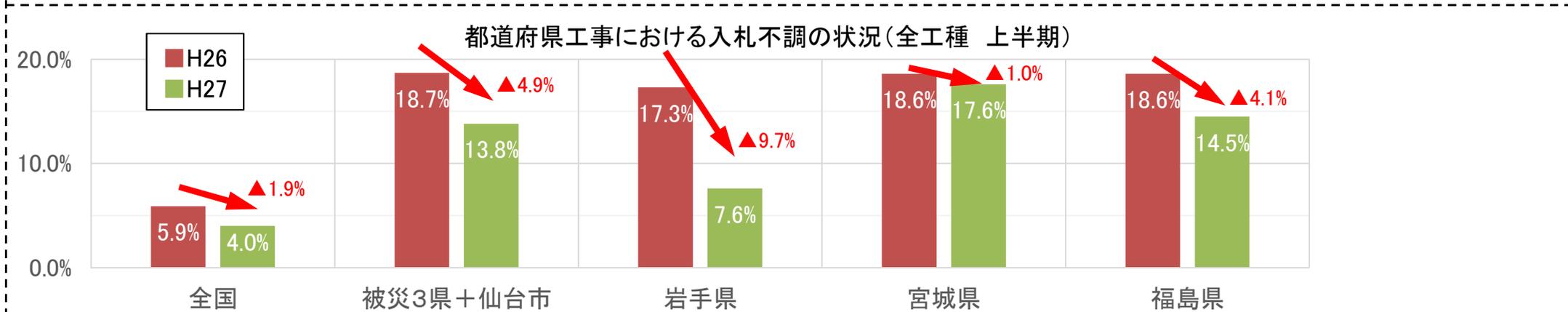
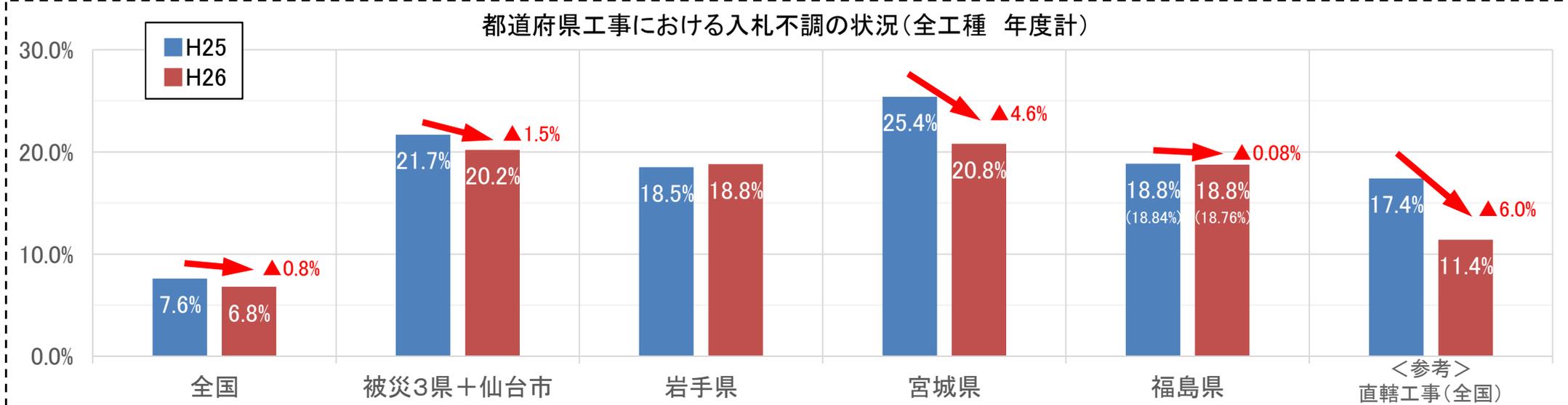
- 為替及び原油等、世界的な資源相場の影響を受ける資材 (赤線)
- 国内の要因で価格が決まる資材 (黒線)

WTI原油価格(円/バレル)

円相場(対ドル)円



○ 平成26年度における全国の入札不調は、前年度より落ち着いており、不調率は低下してきている。被災地における入札不調も、総じて減少してきている。



○ 不調率の低下は、公共工事設計労務単価の機動的見直しや、最新の施工実態等を踏まえた積算基準の見直しなど、累次にわたり打ち出してきた施工確保対策が奏功しているものと考えられる。

○ 不調になった案件についても、再発注時に、ロットの大型化などの工夫や、実態を反映した予定価格の見直しを行うことにより、ほぼ契約に至っており、積み残しは出ていない。

○ 平成28年度予算においては、「東日本大震災からの復興」を加速させるとともに、「国民の安全・安心の確保」、「豊かで利便性の高い地域社会の実現」及び成長戦略を通じた「日本経済の再生」に取り組む。

○ 特に、東日本大震災等により我が国の国土が脆弱であることが改めて明らかになったことを踏まえ、国民の安全・安心につながる国土強靱化を実現するため、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化にしっかりと取り組んでいく。また、個性豊かな活力ある地域の形成を目指し、地方創生の推進を図る。

○ これらの取組により、国土形成計画、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画、北海道総合開発計画を着実に推進する。

○ さらに、社会資本のストック効果を重視することにより、アベノミクスによる「民間投資を喚起する成長戦略」の実効性を高め、経済成長を支えていくことが重要である。

○ このため、

① 既存施設の最大限の活用、ソフト施策の徹底（賢く使う取組）

② ストック効果を重視し、真に必要な事業に重点化

③ 地域ニーズを踏まえつつ、集約・再編

の3点に留意して取り組む。

○ 公共事業予算については、安定的・持続的な公共投資により経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現するため、必要な額を確保することが不可欠である。

○ これらを踏まえ、平成28年度予算においても、通常の要求及び「新しい日本のための優先課題推進枠」に係る要望を最大限活用する。

## 1. 国費総額

(1) 一般会計 6兆6,791億円 (1.15倍)

※うち、「新しい日本のための優先課題推進枠」  
1兆4,187億円

**公共事業関係費** 6兆0,093億円 (1.16倍)

○一般公共事業費 5兆9,559億円 (1.16倍)

○災害復旧等 534億円 (1.00倍)

**非公共事業** 6,698億円 (1.09倍)

○その他施設費 693億円 (1.49倍)

○行政経費 6,005億円 (1.06倍)

※ 上記のほか、委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費699億円がある。

(2) 東日本大震災復興特別会計 7,398億円 (1.13倍)

## 2. 財政投融资 1兆9,424億円 (0.90倍)

(参考) 財投機関債総額

2兆8,985億円 (0.83倍)

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

**運用指針とは：**品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

## 必ず実施すべき事項

## 実施に努める事項

### ① 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定**に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

### ② 歩切りの根絶

**歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

### ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

### ④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

### ⑤ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

### ⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

### ⑦ 発注や施工時期の平準化

**債務負担行為の積極的な活用**や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

### ⑧ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合**等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

### ⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

### ⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

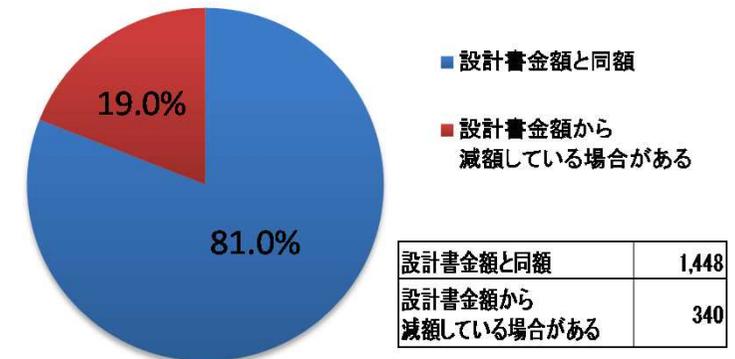
必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

# 「歩切り」に関する地方公共団体へのフォローアップ調査結果について

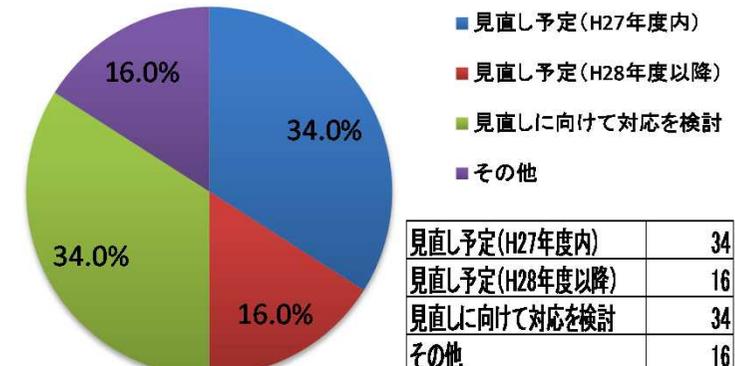
- 平成27年1月1日時点において「設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある」と回答した757団体のうち、417団体(約6割)が「設計書金額と予定価格が同額」に見直したと回答。(平成27年7月1日時点において、従前より同額である1,031団体と合わせて1,448団体(全体の約8割)が「設計書金額と予定価格が同額」。)
- 減額している場合がある340団体(約2割)における減額の理由は、100団体(約3割、全体の約6%)が「慣例、自治体財政の健全化等のため」、240団体(約7割、全体の13%)が「端数処理等」と回答。
- 端数処理等以外の理由で減額している100団体のうち、50団体(50%)が「今後見直しを行う予定」(このうち34団体(68%)は平成27年度内に見直しを行う予定)と回答。
- ▶ 「その他」見直しに向けて対応を検討」と回答した50団体(全体の約3%)については、都道府県を通じ、個別に理由等を聴取することにより改善を促進。



＜予定価格の設定方法＞



＜「歩切り」の見直しを行う予定＞



※1 「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより補正予算に係る議事手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」、「その他」のいずれかが減額理由に含まれる団体

※2 「端数処理」又は「システムで無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じることによる調整」のいずれかのみが減額理由である団体

※3 予定価格の設定方法の見直しの検討状況について、「その他」と回答した団体の主な回答内容は、「基本的に現在の取扱いを継続し、必要に応じて対応見直しを検討する」等

## ■公共工事は年度内での工事量の偏りが激しい

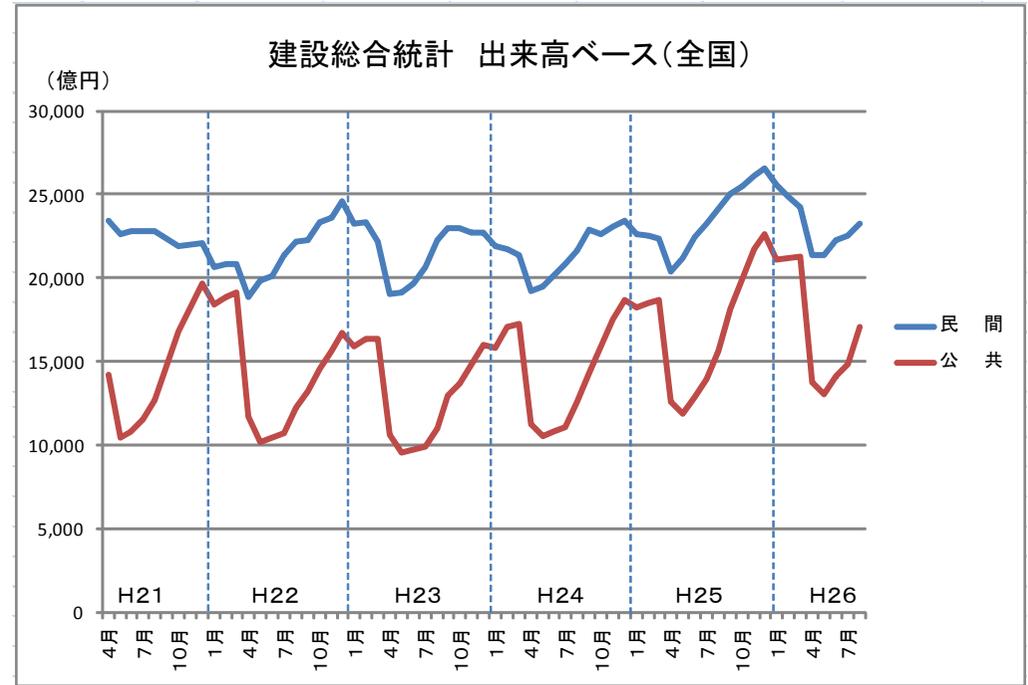
- ・第1四半期（4-6月）に工事量（金額ベース）が少ない。
- ・下半期（10-3月）は通して工事量が多い。

（参照：国土交通省 建設総合統計）

## ■施工時期等の平準化は建設生産システムの改善に寄与

年度内の工事量の偏りを解消（施工時期等を平準化）し、年間を通じた工事量が安定することで次のような効果が期待され、建設生産システムの省力化・効率化・高度化に寄与（生産性向上）

- > 建設業の企業経営の健全化  
（人材・機材の実働日数の向上）
- > 労働者（技術者・技能者）の処遇改善  
（特に日給等の労働者は年収に直接影響）
- > 稼働率の向上による建設業の機材保有等の促進  
（建設業の災害時の即応能力も向上）



## ■対策メニュー

### ○工事・業務における柔軟な国債の活用・運用

- ・施工時期等の平準化も踏まえ当初予算において国債を設定。
- ・翌債等の明許繰越しの制度も適切に活用。
- ・適正な工期の設定を徹底。
- ・業務についても品質確保の観点から同様の取組みを推進。

### ○工事着手時期の柔軟な運用

- ・「余裕期間の設定」により受注者に工事着手時期の裁量を付与し、下請業者や技術者・技能者も平準化。

### ○計画的な事業の進捗管理等

- ・工事発注計画の前提となる事業全体の工程計画の検討
- ・計画的な事業の進捗管理と工事の計画的な発注

## ■当面の対策 ～H26補正、H27当初～

- ・施工時期等の平準化も踏まえ、平成27年度予算において、これまで単年度で要求することとしてきた舗装工事や築堤・護岸工事などの一部について2箇年国債を設定する取組を開始。
- ・平成27年度第1四半期の工事量を確保するため、平成26年度補正予算（ゼロ国債含む）について早期に発注。
- ・供用期間等の制約が比較的緩やかな工事など、支障の無い範囲で余裕期間の設定を標準化

# 建設業就業者数の将来推計（日建連・長期ビジョン）

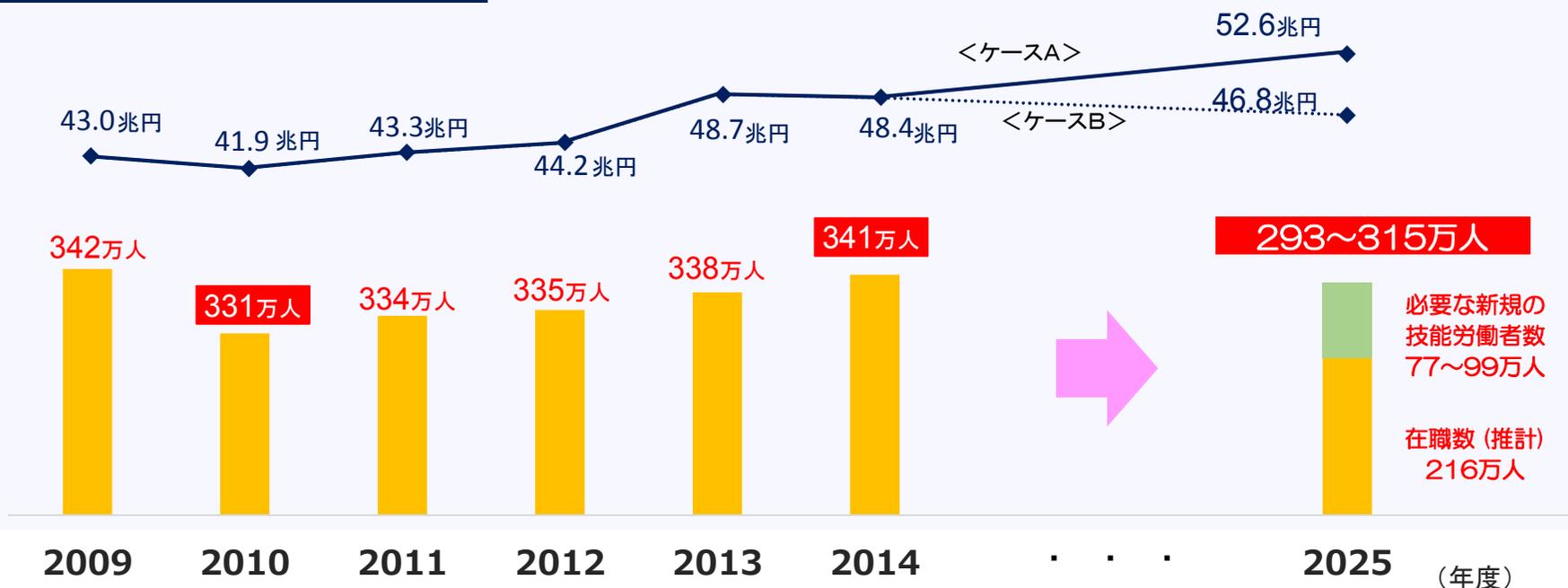
- **将来の技能労働者数は**、日本建設業連合会の推計によれば、建設投資が同規模で推移するとの見通しを踏まえ、生産性向上による35万人の省人化を前提に、**2025年度において293～315万人が必要**（2014年は341万人）
- 今後、技能労働者は団塊世代の大量離職等により約130万人が減少すると見込まれるため、**90万人の新規入職者（うち20万人は女性）を確保**することが必要
- このため、若者にとって魅力ある建設業を目指し、処遇改善を中心として担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、新技術・新工法の活用、人材の効率的な活用等、建設生産システムの生産性の向上を図り、**官民一体となって将来の担い手確保に強い決意で臨む**

## 技能労働者数の現状と見通し

日本建設業連合会『再生と進化に向けて～建設業の長期ビジョン』

建設投資額の推移

技能労働者数の推移



＜ケースA＞ アベノミクスが着実に発現する場合（経済成長率が名目3%以上等を想定）  
 ＜ケースB＞ 経済成長が足許の潜在成長率並みの場合（経済成長率が名目1%台半ば等を想定）

※2014年までの技能労働者数は総務省『労働力調査』、建設投資額は国土交通省『建設投資見通し』より引用

# 建設産業の担い手確保・育成に向けた取組

## 技能労働者の処遇改善

- **適切な賃金水準の確保**
  - 公共工事設計労務単価の適切な設定（3度目となる引上げを2月に実施、平成24年度と比べて28.5%上昇）
- **社会保険等未加入対策の強化**
  - 一次下請企業を社会保険加入業者に限定する措置を、8月から、全ての直轄工事に拡大
  - 法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用推進
  - 加入率も着実に上昇しており、さらに関係者一体となった取組を実施
- **建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築**
  - 技能や経験の適切な評価に基づく処遇を実現
- **建設業における休日の拡大**
  - 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定の推進

## 改正品確法等の趣旨の徹底

- **歩切りの根絶**
    - これまで2度の実態調査を実施（今後、個別に理由等を聴取、必要に応じて発注者名を公表）
  - **ダンピング対策の強化**
    - 低入札価格調査制度等の導入・活用を徹底（今後、未導入自治体に対し働きかけを強化）
  - **発注の現場における改正品確法の趣旨の更なる徹底**
    - 品確法に基づく運用指針的確な運用を促進（施工時期等の平準化等）
- ⇒ 担い手の中長期的な確保・育成のための適正な利潤を確保

## 若者、女性の入職促進の取組強化等

- **若者や女性の活躍の推進**
  - 優秀な若手に技術検定の受験資格を早期に付与
  - 女性の担い手確保に向けて官民挙げた行動計画（昨年8月策定）の実践（5年で女性を倍増）
  - 女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動に対して支援
- **将来を見通せる環境の整備**
  - 安定的・持続的な建設事業の見通しの確保
- **教育訓練の充実強化**
  - 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムにおいて、地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築を支援

## 建設生産システムにおける生産性の向上

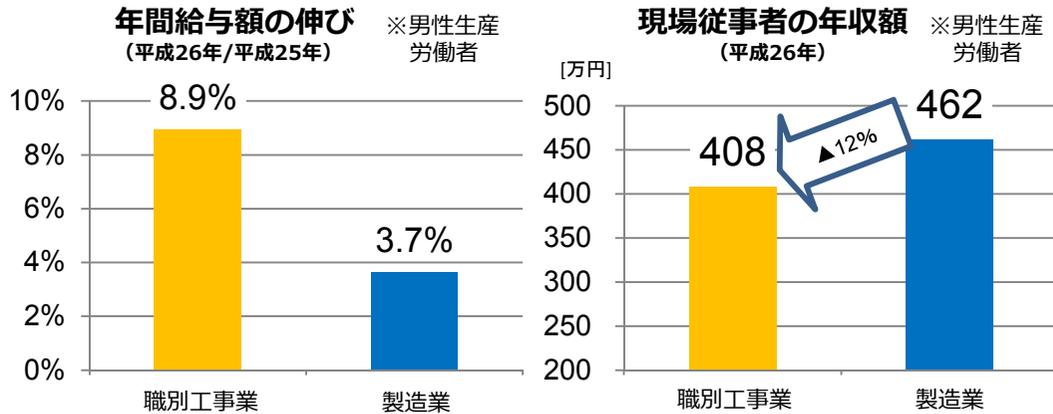
- **施工の標準化・省力化・効率化**  
[新技術・新工法の活用、適正工期の設定、工程管理の円滑化等]
- **技術や技能・経験等に応じた人材の配置**  
[建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(再掲)]
- **施工時期等の平準化**  
[公共工事における施工時期等の平準化]
- **重層下請構造の改善**  
[行き過ぎた重層化の回避、適正な元下関係の促進等]

- 技能労働者の賃金水準は回復傾向だが、依然として製造業に比べて低い水準に留まる
- 公共工事設計労務単価を適切に設定するとともに、それを踏まえた適切な賃金水準の確保を関係者に要請

- 社会保険加入状況は企業別で93%、労働者別で67%で、近年増加傾向
- 平成29年度を目途に、企業単位で許可業者の加入率100%、労働者単位で製造業相当の加入状況を目指す

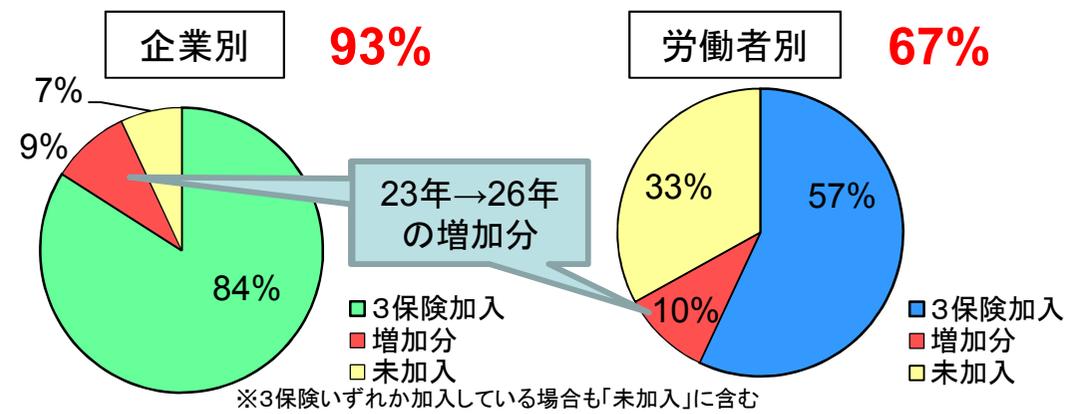
## 【現状】 技能労働者の賃金水準

出典：賃金構造基本統計調査  
(厚生労働省)



## 【現状】 社会保険の加入状況

出典：公共事業労務費調査  
(平成26年10月調査)



## 【取組】

- ・ 単価の引き上げ分が技能労働者に行き渡るよう、関係団体への適切な賃金水準確保の要請、周知活動等を引き続き実施

## 【取組】

- ・ 社会保険未加入対策推進協議会を通じ、業界挙げた取組を推進
- ・ 許可更新時の加入指導を実施するとともに、指導に従わず未加入の企業に、保険担当部局への通報や監督処分の対象設定を実施  
⇒加えて、平成27年11月より、加入指導の前倒しで実施
- ・ 元請及び工事あたり下請金額3千万円以上の一次下請企業を加入企業に限定  
⇒加えて、平成27年8月より、同3千万円未満の一次下請企業も、加入企業に限定する措置を試行
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用促進

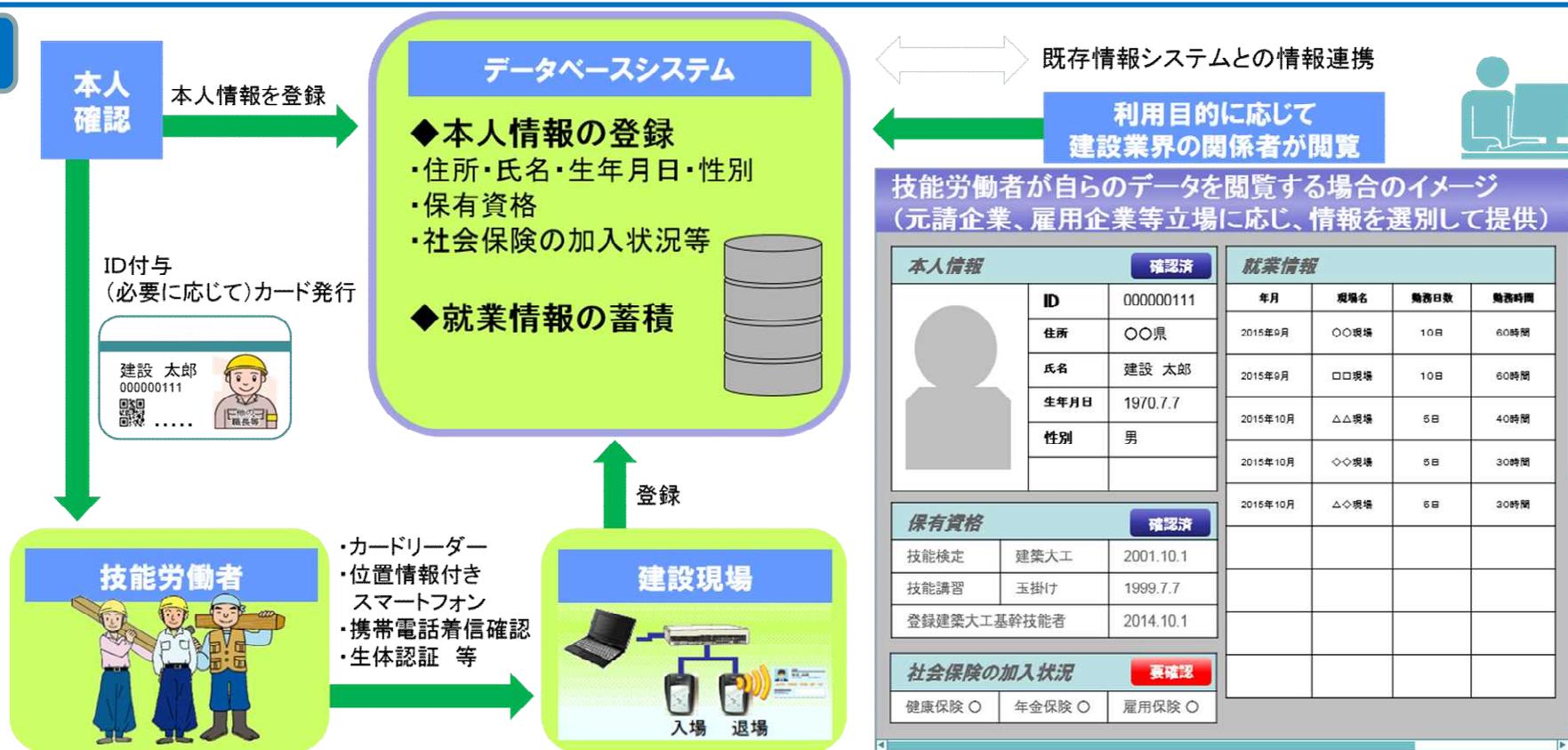
(参考)公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



# 建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築

- 技能労働者の処遇の改善に繋がるよう建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向け、官民で検討
- システムの構築により、①技能労働者の技能や経験の適切な評価に基づく処遇、②技能や経験に応じた効率的な人材配置等を実現
- 平成28年度後半に試行運用、平成29年度の運用開始を目指す

## システムイメージ

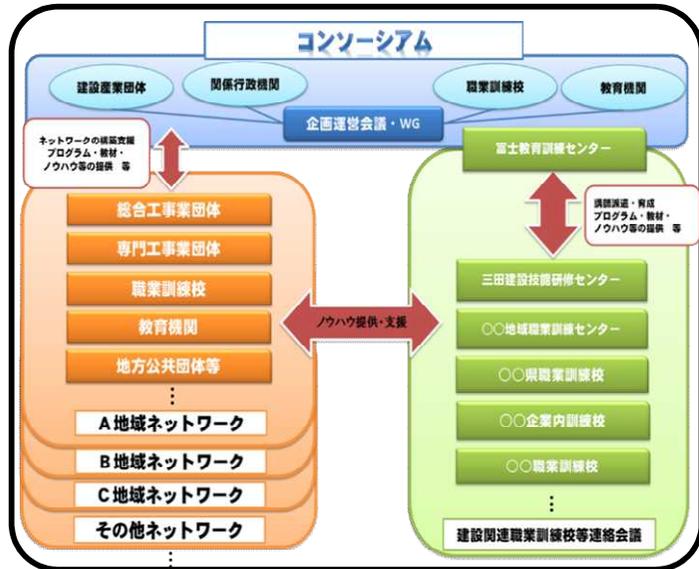


- 建設業で共通に使用できる番号(ID)を各労働者に付与し、(必要に応じて)カードを発行
- 技能労働者の本人情報(住所、氏名、生年月日、性別)、保有資格、社会保険加入の有無等をあらかじめシステムに登録
- カードリーダーや位置情報付きスマートフォン等により入退場管理を行い、日々の就業情報を蓄積
- 蓄積されたデータは利用目的に応じて建設業界の関係者が閲覧

- 建設産業の担い手確保・育成を目的としたコンソーシアムにおいて、若年者の入職促進、育成、定着を図るため、アクションプログラムの策定など取組を推進
- 建設業団体や教育機関等の地域の関係者が一体となって、教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築や活動を支援することで、今後の担い手の確保・育成に取り組む

## 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム

コンソーシアムの活動方針として、「建設産業担い手確保・育成アクションプログラム」を策定



未就職者、若年労働者、教員、保護者等への働きかけ

### アクション・プログラムの主な内容

1. 地域連携ネットワークの構築  
都道府県単位で、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、地方公共団体等による担い手確保・育成体制の構築を支援(予備調査19件、実施事業11件を選定)
2. 教育訓練等基盤の充実・強化
  - (1) 訓練プログラム・教材等の整備
  - (2) 講師の発掘・育成
  - (3) 人材確保・育成に関する情報収集・発信及び提案
  - (4) 若年者の入職促進に向けた戦略的広報の推進
3. 各地域の職業訓練校間のネットワークの構築  
富士教育訓練センターを中核とする各地域の職業訓練校間の情報交換、相互協力、その他共同事業の展開等を推進

## 地域連携ネットワークへの支援の例

長崎県(長崎県建設産業団体連合会)  
地域における未就職者・初任者を対象とした職業訓練(鉄筋工の育成)を試行的に実施。教育機関との連携により、入職促進活動にも注力。

鉄筋の実習風景



岐阜県((一社)岐阜県建設業協会)  
広域連携として東海四県の建設業協会、東海工業専門学校金山校等で協議会を組織。若年者の定着に向けた、新入社員、若手社員を対象とした研修の実施、高校生向け研修会等を実施

群馬県(群馬県板金工業組合)  
板金・瓦・鉄筋などの職種を対象として教育訓練施設として、廃校となった小学校を活用する方向で検討中。

兵庫県((一社)兵庫県建設業協会)  
県協会、専門工事業4団体、行政機関、教育機関による協議会の立ち上げ。連携先に三田建設技能研修センターを組み込み、教育訓練機能を強化

愛知県((一社)愛知建設業協会)  
愛知県の取組として、建設業女性就業者座談会、若手社員フォローアップ研修、建設系大学生現場見学会、建設技能者の新人研修等の事業等を実施